

人権擁護法

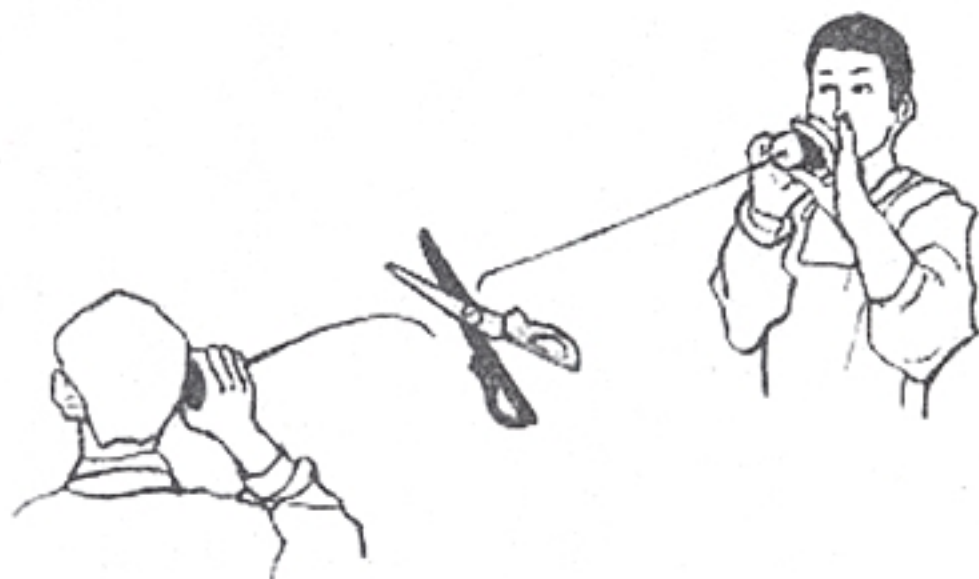
(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授 安藤 仁介

これまで日本では、人権問題というと特定の人の特定の問題、とくに同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人に対する「不当な差別」の問題だ、と考えられがちであったように思われます。もちろん、出生地や国籍さらには性、言語、人種のように、その人の意思や努力で変えることのできない事実を根拠として、その人の権利に差別を設けることは許されない人権侵害です。しかし、人権は、実は私たち皆の問題であり、しかも極めて日常的な問題なのです。

たとえば、私たちは毎日、新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアを通して、いろいろな情報を手に入れ、それに基づいて日々

の生活に必要な判断を下しています。これは「知る権利」を行使していることになります。またマスメディアの側から見ると、これは、「報道の自由」、つまりいろいろな経路で集めた情報を分類・整理して読者に伝える権利を行使していることとなります。「知る権利」や「報道の自由」はいずれも、「表現の自由」という人権に属し、これがなければ、私たちの日常生活は非常に不便になるでしょう。

そればかりではありません。古い世代の方は「記憶」ですが、第二次世界大戦中、軍部の支配している政府が情報を統制・管理した結果、日本中のマスメディアは「日本軍の勝利」ばかり



りを報道し、国民は戦況の真相を知ることができませんでした。

そのことが国民の戦争に対する判断を誤らせ、ついには日本の敗戦をもたらしました。つまり、国民の「表現の自由」という人権が疎かにされたことが、敗戦という悲劇につながったのです。

考えてみれば、今日の世界でも、国民の表現の自由を疎かにしている政府が無いわけではありません。そうした状況に陥らず、私たち皆の日常生活を間違いなく進めていくためには、私たち一人ひとりが「表現の自由」を含む人権が守られるように、それぞれの立場で努力することが肝要です。